



2025年5月23日

各 位

会社名 株式会社オールアバウト  
代表者名 代表取締役社長 江幡 哲也  
(コード番号 2454 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役 森田 恭弘  
(TEL 03-6362-1300)

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所を下線で示しております。

記

### 内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「倫理綱領」及び「コンプライアンス規程」を制定し、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（以下「役員」という。）並びに使用人に周知し、法令、定款及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
  - ② 任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化を図る。
  - ③ 法令違反その他法令上疑義のある行為等を早期に発見し、適切に対応するため、通報者に不利益が及ばない窓口を社内及び社外に設置し、当社グループの役員及び使用人を対象として運用する。
  - ④ 内部監査室は、当社グループ全体の業務遂行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に代表取締役及び監査等委員会にその結果を報告する。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の業務の執行にかかる重要な情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、取締役が必要に応じて閲覧できるように適切に保存する。
  - ② 文書（電磁的記録を含む。）の保存・管理についての規程を制定し、当社グループにおける文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等を定める。

- ③ 「情報セキュリティ方針」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
- ④ 個人情報、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントにかかる規程を制定するとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体のリスクの管理及び対応を検討する。
- ② 各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアル等を整備し、研修等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程を制定し、取締役会における付議事項を明確化するとともに、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- ② 原則月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。
- ③ 取締役会において連結ベースの事業計画を決定するとともに、その進捗状況を監督する。
- ④ 代表取締役は、取締役会において決定された事業計画に基づき、業務執行及び業績管理を行い、その執行状況に関する報告を定例取締役会において行う。
- ⑤ 取締役会の決定に基づく業務執行について、経営会議規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその執行手続の詳細を定める。
- ⑥ キャッシュ・マネジメント・システムを導入し、当社グループの資金を一元的に管理し、連結ベースでの資金効率向上と資金管理強化を推進する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程において、関係会社の監督に必要な事項を定め、その定めに従い当社子会社の必要事項を監督し、経営状況を把握する。
- ② 子会社については、当社の役職員が取締役又は監査役として就任し、子会社の業務執行状況を監視できる体制を構築する。
- ③ 子会社については、コンプライアンス体制にかかる規程等を制定し、コンプライアンスにかかる責任者を置く。
- ④ 監査等委員会は、当社グループの業務の適正を確保するため監査を行い、監査に関して子会社の監査役との意見交換等を行い、連携を図る。
- ⑤ 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則及びその他の社会規範に照らし、適正に行う。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に

対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。
- ② 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人（以下「補助使用人」という。）は当該命令に関して役員の指揮命令を受けない。
- ③ 補助使用人の任命・異動については、監査等委員会の意見を聴取し、尊重する。

(7) 監査等委員会に報告をするための体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの役員及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその他の監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告を行う。
- ② 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告する。
- ③ 内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲にかかる場合、及び通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は、速やかに監査等委員会に通知する。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会が選定する監査等委員（選定監査等委員）は、必要に応じて、経営会議等重要な会議に出席することができる。また、代表取締役と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制を整備する。
- ② 内部監査室と監査等委員会は、適宜情報交換を行うとともに、連携して監査を行う。
- ③ 当社グループの役員及び使用人は、監査等委員会又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは迅速に対応する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 経理規程に基づき、法令及び一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って適正な会計処理を行う。
- ② 金融商品取引法その他適用のある法令に基づく適切な内部統制システムの構築を行う。また、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の関係を遮断す

る。反社会的勢力及び団体からの不当要求等に対しては、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との協力の下、毅然とした態度で対応する。

以 上